

平成29年11月29日(1)

開議 10時00分

○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13名であります。

これより、平成29年第5回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、申し上げます。

元豊前市議会議員であり、前豊前市長であります、釜井健介氏が、去る11月23日に御逝去されました。享年74歳でありました。

故人の生前を偲び、心から哀悼の意を表しまして、故人の御冥福をお祈りし、1分間の黙とうを捧げたいと思います。

皆様、御起立をお願いします。

(黙とう)

お直りください。御着席ください。

御協力、ありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日から12月15日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、5番 黒江哲文議員、9番 岡本清靖議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成29年8月分から平成29年10月分までの例月出納検査の報告が届いております。各報告書につきましては、事務局に保管しておりますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第4 議案の上程を行い、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、市長から、議案11件、報告1件、合計12件が提出されております。

これらを一括上程し、議題といたします。

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 後藤元秀君

おはようございます。本日ここに、平成29年第5回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用の中、御臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件4件、指定管理者の指定案件5件、予算案件2件、報告案件1件の計12件であります。

それでは、議案の順序により御説明申し上げます。

議案第56号は、豊前市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第57号は、豊前市中小企業融資金の預託に関する条例の一部改正についてであります。中小企業への融資金貸付期間等を延長し、中小企業者の経営基盤の確立を図るため関係規定を整備するものであります。

議案第58号は、部制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開するため、部制を導入するものであります。

議案第59号は、豊前市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。本市職員による不祥事に伴い、その責めを負うため、関係条例を整備するものであります。

議案第60号から議案第64号までは、指定管理者の指定についてであります。農林水産物集出荷貯蔵施設、林産物処理加工施設、林産物展示直売施設、豊前市道の駅豊前おこしかけ、求菩提キャンプ場、畑冷泉館及び冷泉茶屋について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第65号は、平成29年度豊前市一般会計補正予算第4号の専決処分についてであります。

平成29年10月22日に第48回衆議院議員総選挙、及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が執行されるに当たり、関係経費を必要とし、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第66号は、平成29年度豊前市一般会計補正予算第5号についてであります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急に必要とされる経費及び人事異動等に伴う人件費の組み替えについて、所要の措置をいたしたところであります。

その補正額は4549万5千円で、補正後の予算総額は117億9593万9千円であります。

歳出の目的別補正の概要について、御説明申し上げます。

1 款議会費は、人件費 5 1 万 6 千円の補正であります。

2 款総務費は、7 8 万 8 千円の減額補正であります。その主なものは、人件費 1 5 4 3 万 3 千円を減額し、ふるさと納税受付等業務委託料に 1 4 0 4 万 5 千円を補正するものであります。

3 款民生費は、3 3 3 万 6 千円の補正であります。その主なものは、人件費 6 8 6 万 2 千円を減額し、老人保護措置費に 8 8 6 万 1 千円を補正するものであります。

4 款衛生費は、人件費 9 7 8 万 6 千円の減額補正であります。

6 款農林水産業費は、2 3 7 1 万 1 千円の補正であります。その主なものは、人件費 1 3 7 1 万 5 千円を減額し、荒廃森林再生事業に 3 5 3 5 万 1 千円、有害鳥獣捕獲事業に 9 6 万円であります。

7 款商工費は、人件費 6 0 2 万円の補正であります。

8 款土木費は、5 8 5 万 5 千円の補正であります。その主なものは、人件費 1 6 8 万 8 千円を減額し、上町～沓川池線街路事業に 4 9 7 万円、公園管理費に 9 5 万 3 千円であります。

1 0 款教育費は、人件費 1 1 0 3 万 1 千円の補正であります。

1 1 款災害復旧費は、大雨による土木施設災害復旧費 5 6 0 万円の補正であります。

この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫・県支出金等の特定財源をもって措置したところであります。

報告第 1 1 号は、訴えの提起の専決処分の報告についてであります。

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起等について専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位におかれましては、慎重に御審議のうえ、すみやかに御議決くださいますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長 磯永優二君

議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

一般質問は、1 2 月 6 日から 8 日までの 3 日間を予定しております。

なお、議案に対する質疑は、一般質問終了後に行います。

一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日、午後 5 時までに発言通告書の提出をお願いいたします。

発言の順序は、通告書提出の順序といたしますが、議事運営上、変更することもありま

すので、御了承ください。

それでは、本日はこれをもって散会といたします。

お疲れ様でした。

散会 10時11分